

成年年齢と若者の「精神的成熟」

— 民法と少年法の改正をめぐる —

広井 多鶴子

実践女子大学人間社会学部

1. 成年制度をめぐる今日の政策と世論

(1) 成年年齢引き下げ問題の登場

法務大臣は、2008年2月に「若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点」から、民法上の成年年齢について検討するよう法制審議会に諮問した（傍点引用者、以下同様）。法制審議会民法成年年齢部会は、2008年12月に基本的な方向性を示さないまま中間報告を出したが、翌2009年7月には選挙権年齢の引き下げを前提に、成年年齢を18歳に引き下げることが適当であるとする最終報告をとりまとめた。そして、同年10月28日、法制審議会総会は部会報告を基本的に了承して、法務大臣に「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」を答申した(1)。

法制審議会の最終報告書は、民法の成年年齢を引き下げ、18歳をもって「大人」として扱うことは、「若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる」と述べ、その理由を次のように説明している。

急速に少子高齢化が進行しているところ、我が国の将来を担う若年者には、社会・経済において、積極的な役割を果たすことが期待されている。民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の者を「大人」として扱い、社会への参加時期を早めることを意味する。これらの者に対し、早期に社会・経済における様々な責任を伴った体験をさせ、社会の構成員として重要な役割を果たさせることは、これらの者のみならず、その上の世代も含む若年者の「大人」としての自覚を高めることにつながり、個人及び社会に大きな活力をもたらすことになるものと考えられる。

このように成年年齢の引き下げが提案されるに至ったのは、2007年の「日本国憲法の改正手続に関する法律」の制定が直接的な契機である（国民投票法、2010年施行）。同法は、投票権を18歳以上と定めるとともに、附則第3条で18歳以上の者が「国政選挙等に参加すること等」となるよう、公職選挙法や民法の規定に検討を加えると明記した。

民法の成年年齢や選挙権年齢の引き下げについては、1960年代末以降、欧米諸国で引き下げが相次いだことなどから、これまで国会でも何度か取り上げられてきたが、ほとんど具体的な動き

にならなかった。それが今回、法制審議会の答申にまで至ったのは、主には国民投票の投票権を18歳以上とするよう求めた民主党の政策による。民主党は2000年、2002年と成年年齢引き下げに関する法案を国会に提出している。民主党ネクストキャビネットの政策「18歳以上に大人としての権利と責任を」は、「政治における市民参加の拡大を図ると同時に、若者の社会参加を促進する第一歩」として、選挙権と民法の成年年齢、少年法適用年齢の18歳への引き下げを提案している。

一方、自民党は、小渕首相の私的諮問機関である「21世紀日本の構想懇談会」（座長河合隼雄、以下「21世紀構想懇談会」）の報告書「日本のフロンティアは日本の中にある―自立と協治で築く新世紀」（2000年1月提出）において18歳選挙権を提案している。同報告は、個の確立による新たな公の創出、自己責任、選択肢の多様化、政府役割の厳選などによって、「国民が主体となって担う新たなガバナンス（協治）」を確立するとし、その一環に18歳選挙権を位置づけている。もっとも、自民党の中には「伝統的な家族観が崩れる」という理由から根強い反対論があるという（『朝日新聞』2009年7月30日）。

ともあれ、このように成年年齢や選挙権年齢の引き下げが提起された背景には、少子高齢化、若者の失業や非正規雇用の増加、政治離れ、若者と中高年の間の世代間対立などに対する危機感があるものと思われる（2）。また、21世紀構想懇談会が、自己責任や政府役割の厳選といった新自由主義的な社会構想を前提にしていたように、18歳選挙権は若者の政治・社会参加を促進し、新たな政治・経済体制を形成しようとするものでもある。ここでは、成年年齢等の引き下げがこうした様々な社会的な要因や政治構想の中で登場したものであることを確認しておきたい。

（2）若者の成熟度と成年年齢

しかしながら、成年年齢の引き下げには根強い反対論がある。それは、若者の精神的な「未成熟化」や自立の遅れといった問題である。これまでの青少年政策や教育政策は、若者の未成熟化や規範意識の低下、自立の遅れ、意欲の低下等々を繰り返す問題にしてきた。法制審議会の部会でも、法務大臣の諮問文にあるように、「若年者の精神的成熟度」が重要な観点となっている。そのため同審議会は専門家から若者の成熟度についてヒアリングを行っているが、そこで斎藤環精神科医は、近代化にともなうモラトリアムの長期化や若者の未成熟化・非社会化の傾向を指摘し、引き下げに慎重な意見を述べた。斎藤によれば、20年ほど前に出された本の中で最近の成年年齢は30歳であると指摘されているが、ひきこもりなどの非社会化が進行している今日では、35歳から40歳に上昇しているという（3）。

法制審議会の最終報告は、ヒアリングによって指摘された若者の問題点を、次のようにまとめている。

- ・ 自主自律的に行動することができず、指示待ちの姿勢をとる若年者が多い。
- ・ 服装の乱れ、公共交通機関における乗車マナーの悪化、万引き等の増加などに表れているように、規範意識が低下している。
- ・ 感情を抑制する力や、根気強さが不足している。

- ・身体的には、早熟傾向があるにもかかわらず、精神的・社会的自立が遅れる傾向にある。これは、幼少期からの様々な直接体験の機会や異年齢者との交流の場が乏しくなったこと、豊かで成熟した社会のもとで人々の価値観や生き方が多様化したことが理由であると考えられる。
- ・ゲームや携帯電話の影響により、人間関係をうまく築くことができない若者や、バブル崩壊の影響で、自分の人生に夢を見ることができないなど将来に希望を持つことができない若者が増加している。
- ・いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしなない若年者や、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学をするなどの若年者が増加している。
- ・ニート、フリーター、ひきこもり、不登校など、若者の非社会化（社会や他人に無関心な状態）が進みつつある。
- ・リストカットや自傷行為など心の病を持つ若年者が増加している。

世論もこうした見方を支持している。新聞社の調査では成年年齢の引き下げに反対する意見が多数を占めるが、その理由は主に若者の精神的な未熟さと親への経済的な依存である。内閣府の「民法の成年年齢に関する世論調査（2008年）」でも、18、19歳が親の同意なしに「一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすること」に78.8%が反対し、親権に服する年齢を18歳未満にすることについても、69.4%が反対している。反対の理由としては、経済的な依存とともに、自分がしたことに「責任をとることができない」「自分自身で判断する能力が不十分」という答えが多い。今の若者は一人で契約等を行うには未成熟だと捉えられているのである。そのせいだろう。成年年齢の引き下げに賛成の場合でも、その理由の多くは大人としての「自覚を促す」というものである。『朝日新聞』（2008年12月10日）の世論調査では、引き下げに賛成した37%のうち、「大人の自覚を持たせられる」という理由が63%（回答者全体では23%）であるのに対し、「十分な判断力がある」は19%（同7%）にすぎない。

しかしその一方で、少年法の適用年齢の引き下げについては8割方の人が賛成している。『朝日新聞』の前掲調査では、56%の人が18歳成年制に反対しながら、81%が少年法の年齢引き下げに賛成している。成年年齢引下げに反対の人でも、少年法の引き下げには約7割が賛成だという。

『読売新聞』（2008年4月19日）の調査でも、成年年齢の引き下げ反対は59%、少年法の年齢引き下げ賛成は76%である。多くの人が今の若者は未熟であると思いながらも、少年法の対象は18歳未満に引き下げるべきだと考えているのである。

では、引き下げを提案した先の政策は若者の成熟度について、どう判断しているのだろうか。21世紀構想懇談会報告書は、「18歳は社会的成人と見なして十分と考える」と指摘しているが、その根拠は示していない。民主党の前掲文書は、成熟度については特に言及せずに、「18歳は経済的自立が可能な年齢」であり、結婚や深夜労働、普通免許の取得、納税など、現に18歳は「社会生活の重要な部面で成人としての扱いを受けている」と述べる。そして、法制審議会の最終報告は、若者の精神的・社会的自立の遅れというヒアリングで出された前述の見解に依拠しながらも、18歳の若者の責任能力や成熟度について審議会としての明確な判断を示さないまま、大人としての「自覚」を高め、社会に活力を与えるものとして18歳への引き下げを打ち出した。

(3) 分析の視点と課題

以上の政策動向や世論からわかることは、精神的な成熟が成年の主な基準として捉えられており、しかも、多くの人が今の若者は未熟であると考えていることである。斎藤環はだからこそ、法制審議会の部会で、保護を解除して自己責任を強める成年年齢の引き下げに批判的な意見を述べた。世論も民法については、若者は未熟であるから権利や自由を制限して保護すべきだと考えている。

しかしながら、注目されるのは、刑罰や刑事責任については、未熟であっても大人と同様に科すべきだという意見が多数を占めていることである。法律上の一般的な理解からすれば、法的責任は責任能力があると認められてはじめて科せられるものだろう。だが、民法と違って少年法については、世論の多くは未熟であるから保護すべきだとは必ずしも考えていないのである。いつからなぜ、このように錯綜した世論が形成されてきたのかを考察することが、本稿の第1の課題である。

そして、もう1つの課題は、今の若者は未熟であり、かつ若者の未熟化が進んでいると言われているにもかかわらず、18歳成年制が打ち出されたことの意味である。もっとも、ここで考えてみたいのは、こうした政策の背景や政治的意図ではない。制度や政策は若者の成熟をどのように捉え、どう位置づけてきたのか、そしてそのことが何を意味し、何をもたらしてきたのかということである。

そのため以下では、①20歳成年制の成立過程と、②戦後の法制度改変の際の議論を概観した後、③1960年代後半から70年代前半にかけて繰り広げられた少年法の適用年齢引き下げをめぐる論争点を整理し、最後に、④若者や少年非行に対する戦後の世論の変化を辿っていきたい。ここで、少年法改正問題に注目するのは、1つには、この論争では若者の成熟度をどう捉えるかが重要な争点となっており、しかも、今日の主要な論調とはかなり異なった見方が提示されているからである。もう1つは、少年非行は戦後一貫して最も重要な「青少年問題」であり、少年非行についての見方が、若者を未熟と見る今日の世論に大きな影響を与えてきたと思われるからである。

なお、成年制度については、民法制定過程の歴史分析や法解釈、および民俗学の研究をのぞけば、これまでほとんど研究されてこなかった。このことは成年制度に関する研究者や社会の関心の薄さを表しているが、それは、心理学や教育学、社会学が、若者の非社会化や病理、自立の遅れ、モラトリアムの延長といった問題に主な関心を向けてきたからだろう。若者論が関心を向けた分野も、サブカルチャーや若者の消費行動が中心だった。社会から隔絶したところに引きこもる若者、あるいは、社会的・政治的な責任を免れてサブカルチャーや消費行動に興じる若者といった若者像からは、社会や政治の一員として若者を捉える視点はなかなか出てこなかったものと思われる。こうした中で、本稿は、若者を政治的・社会的の一員として位置づける視点を得るための基礎作業となる。

2. 20歳成年制度の成立

(1) 精神的成熟と成年制度

前述のように、今日、成人の基準として精神的な成熟が重視されているが、こうした認識が広がったのはいつからなのか。結論的にいえば、そもそも20歳成年制は精神的な成熟を基準とした制度であり、20歳成年制の成立が、精神的な成熟をもって成年とするという観念を形成したものと考えられる。

20歳成年制は1876（明治9）年の太政官布告第41号に端を発する。だが、同布告は満20歳を「丁年」と定めただけだった(4)。1890（明治23）年に制定された「民法人事編」（旧民法）では、「丁年」に代わって「成年」という語が用いられるようになるが、同法は法典論争によって施行延期となる。したがって、20歳成年制が一定の制度的な裏づけを伴ったものとして確立したのは、1896（明治29）年に成立した民法第1編総則においてである。民法は子どもを保護・教育するための親の権利・義務として親権を規定するとともに、商業取引や財産行為などに関して、未成年の保護を制度化した(5)。

一方、民法が制定される以前の地域の習慣では、およそ15歳が成人の時期となっていた(6)。15歳という区切りは、精神的な成熟だけでなく、それ以上に身体的な成熟が基準になっていたものと思われる。身体的な成熟というのは、民俗学が明らかにしてきたように、主には労働能力であり、性的な能力でもあった。あるいは、柳田國男が、「過去社会」においては、人の生の営みは今日のように宗教倫理、政治経済等々に分類されていたのではなく、「すべて融合して、渾然たる『此世』といふものを作って居た」と述べているように（柳田1941）、様々な要素が融合したものとして成人の基準が定められていたのだろう。

それを20歳成年制は大幅に引き上げるようになった。明治民法の起草者である梅謙次郎は、成年を20歳としたのは、「人ノ普通ノ發育ヲ考ヘ平均此年齢ニ達セサル者ハ未タ自ラ法律行為ヲ為スニ適セス此年齢ニ達セハ既ニ各種ノ取引ヲ自ラスルニ適スルト見做シタルニ過キス」と述べている（梅1903：21頁）。つまり、成年としての發育というのは、法的行為をなし、その責任を負えるだけの知的・精神的な發育だったのである(7)。こうして成年年齢が15歳から20歳へと引き上げられた結果、かつての渾然とした「此世」の基準から精神的な成熟が切り離され、身体的な成熟や労働能力と分離した知的・精神的な成熟こそが、成年の基準と見なされるようになった。

だが、知的・精神的發育が成年の基準だとして、ではなぜ20歳なのか。民法を審議した法典調査会では、何歳を成年とするかは全く議論にならなかった。民法の成年年齢は、先の太政官布告を踏襲したにすぎなかったのである。高梨俊一は、太政官布告が満20歳を丁年としたのは、当時21歳から25歳ほどだった欧米の基準を受け入れつつ、およそ15歳を成年とする慣行を考慮に入れ、さらに徴兵年齢が20歳だったことを勘案し、律令の丁年制度（数え年21歳）を理由づけとして用いたからだろうと推測している（高梨2001：87頁）。つまり、20歳成年制は、精神的發育を成年の基準とはしたものの、20歳でなければならぬ發育上の必然性や根拠があるわけではなかった。民法上の成年年齢は、梅が述べているように、この年齢になれば責任を負えるはずだ、

この年齢であれば認めてもよい、この年齢なら適しているといった、年齢と成熟についての規範や期待によって定められたにすぎなかったのである(8)。

(2) 〈大人の始まり〉から〈大人としての完成〉の時期へ

こうして民法上の20歳成年制によって、精神的な成熟が成年の基準となったが、それとともに成年の時期に関する捉え方もまた変化することになった。15歳から20歳への成年年齢の上昇は、成年の時期を大人の「始まり」の時期から、精神的に成熟し、大人として「完成」する(すべき)時期へと変えたのである。

戦後、中央青少年問題協議会が設置した成人の日のあり方を検討する委員会で、柳田國男がしきりに言っていたことは、かつての15歳という区切りは子ども(童)でなくなるとともに、大人の始まりの時期(半丁、にいせ)だったということである(柳田1957)。そうである以上、15歳になったからといって、すぐさま一人前と見なされたわけではなかった。大人としての経験を積む修行期間に入ったということである。一方、一人前の大人と見なされる時期は意外に遅く、20歳、25歳、28歳くらいになり、自分だけでなく他のものを食わせる力があると認められて、ようやく一人前(男は背、おおせ、女は妹背)になったという。

柳田はかつての成年期をこのように捉えて、20歳成年制を批判した。実際にはもっと早く子どもの時期を終えているにもかかわらず、20歳まで子どもと見なすのでは遅すぎるということである。逆に、かつての風習からすれば、20歳を一人前の大人と見なすのは早すぎるということにもなるだろう。ともあれ、柳田がここで主張したのは、20歳になったらたちまち大人と見なすというのではなく、大人になる段階を2つに分けて、「人間としての準備期間を持たせるのが適当ではないか」ということだった。

こうした柳田の指摘から分かることは、私たちは20歳という成年の時期を大人の始まりではなくて、大人として成熟する時期(成熟すべき時期)として捉えているということである。今の20歳は大人として成熟していないといった批判がよくなされるが、それは20歳であればもはや一人前の大人のはずだと考えるからだろう。「成人の日」のあいさつで、大人としての自覚や責任が繰り返し語られるのもそのためである。私たちは、20歳成年制が創り出した年齢規範に基づいて、20歳の若者に対してたちまち成熟した大人になることを求めるようになったのである。

さらに20歳成年制は、身体的な成熟(思春期)と法制度上の成年の時期を大きく乖離させることによって、その間に「未成年」という期間を新たに創り出した。20歳成年制はそれゆえ、この未成年の時期をどのようなものとして位置づけるかという難しい問題を抱え込むことにもなった。成年が精神的に成熟した存在である以上、未成年は精神的に未熟で、大人とは見なしえない存在である。そのため民法は、未成年を単独では法的な行為を行えない「無能力者」として位置づけ、親などによる保護と引きかえに、未成年の行為や権利を制限した。

だが、民法の制定に際し、梅謙次郎が強調したのは、未成年は単なる無能力者ではなくて、一定の条件の下で法的な行為をなし得る「限定無能力者」だということだった(広井2001)。だからこそ、民法は未成年が親の保護・監督を離れて経済活動や法的行為をなしうる条件を規定し、

成年年齢とは別に婚姻年齢を定めた。また、工場法や少年法、選挙法も、独自の年齢区分を設けた(9)。20歳成年制は身体的な成熟と精神的な成熟を切り離し、精神的な成熟を成年の基準とすることによって、未成年を一律に無能力者と見なしたが、それゆえに、未成年が法的な行為をなし得る条件や、婚姻、労働、刑罰などに関する年齢を改めて定めなくてはならなかったのである。それは、民法上の成年とは別に、領域や課題によって異なる様々な成年を創り出すものでもあった。

3. 戦後の法改正 — 選挙権・少年法・成人の日

(1) 選挙権と少年法

かくして、20歳成年制は、大人とは見なさない未成年という長期の期間を創り出すとともに、他方で、精神的な成熟を成年の基準とすることによって、20歳の若者に対して精神的に成熟した成人像を求めてきた。それゆえ戦後の法律改正でも、精神的な成熟が法改正の重要な基準となった。選挙権と少年法の改正理由について見てみよう。

戦後、選挙権は5歳引き下げられ、20歳となる。その理由について、堀切国务大臣は1945年の帝国議会で次のように述べている

教育文化の普及状況、一般民度の向上、殊に戦時中に於きましての社会経済的活動の實際に徴しまして、近時青年の知識能力著しく向上し、満20年に達しました青年は、民法上の行為能力を十分に持って居りますのみならず、国政参与の能力と責任観念とに於きましても、缺くる所がないものと存ぜられるのであります。(1945年12月4日の第89回帝国議会、国会会議録検索システム)

一方、少年法は1948年の改正で、適用年齢が18歳未満から20歳未満に引き上げられた(翌1949年施行。ただし、20歳未満への引き上げ実施は1951年)。佐藤藤佐法務行政長官は、司法委員会で次のように改正理由を説明している。その内容は、20歳の若者に対する見方やその処遇という点で、後述する1960年代の法務省の認識とは全く異なるものだった。

最近における犯罪の傾向を見ますと、特に20歳ぐらまでの者による犯罪の増加と悪質化が顕著でありまして、この程度の年齢の者は、未だ心身の発育が十分でなく、環境その他外部的条件の影響を受けやすいことを示しておるのでありますが、このことは彼等の犯罪が深い悪性に根ざしたのではなく、従ってこれに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によってその教化をはかる方が適切である場合の、きわめて多いことを意味しているわけでありまして。(衆議院司法委員会議事録 1948年6月19日、国会会議録検索システム)

このように、選挙権年齢の引き下げでは、近年、青年の「知識能力」が著しく向上し、20歳は「国政参与の能力と責任観念」において欠けるところがないとされ、他方、少年法の引き下げでは、20歳の若者の「心身の発育」が十分ではないことが保護処分を拡大する根拠として位置づけられた。戦後の選挙法と少年法の改正は、若者の成熟度に関して全く逆の認識に立っていたということになる。

(2) 成人の日

さらに興味深いのは「成人の日」である。「成人の日」は、1948年に成立した「国民の祝日に関する法律」で、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」ためのものとして定められた。だが、同法は成年年齢をあえて明記しなかった。その理由について、同法の制定に力を尽くした受田新吉代議士は次のように述べている。

現行諸規定には児童福祉法、労働基準法等満18歳を以て成年に達すると規定するものが最も多い。民法、選挙法等の20歳をとるものは別として種々審議の結果、大体成人としての基準を満18歳とすることに意見が一致し、実際には地方の慣習を尊重して、適宜に融通性ある措置をとることを可とした。地方色のあるところはその慣習を十分尊重してこれを成人式とし、又成年に達したとする年齢についても強制的に規定すべきものではないと思う。(受田1949: 80, 85頁)

翌1949年1月5日、文部省ははじめて成人の日を迎えるに当たって、記念行事を実施するよう都道府県教育委員会に通達を出している(文部省1949)。この通達でも、民法、選挙法、児童福祉法、労働基準法が列挙されるとともに、「地方の習慣を尊重して成人として自覚を持ちうる適当な年齢層を対象として行事を行うこと」と書かれている。

以上の経緯からすると、成人の日の制定時には、民法上の成年は、様々な法律上の成年の1つにすぎず、民法よりもむしろ児童福祉法や労働基準法が成人の基準となっていたことがわかる(10)。そのため、成人の日は、20歳というよりも18歳を祝う日と捉えられていた。また、成年年齢は「強制的に規定すべきものではない」として、地方の習慣も尊重されていた。ということは、民法上の成年も他の法律上の成年も、いまだ人々の生活や習慣の中に十分定着していなかったということだろう。

だが、約8年後の1956年12月10日付けの文部省の通達では、「成人の日の該当者(成人に達した者)」の年齢は、「現在全国的にみると、おおむね満20歳となっている」と書かれている(文部省1956)。20歳成年制は、この頃までに地域の慣習を切り崩しつつ、全国的に普及したものである。1965年に文部省が行った調査によれば、96.6%の市町村が成人の日の行事を行い、新成人の66.3%が出席したという(林2004)。20歳成年制の普及という点で、成人の日の果たした役割はおそらく相当大きい(11)。

(3) 小結

後に少年法改正を検討する法制審議会少年法部会長となる植松正は、1959年の論文で、少年法の適用年齢は、他国を見ても何歳でなければならないという「科学的根拠の明白なもの」はなく、「沿革や比較法的顧慮」から定められていると指摘している(植松1959: 20頁)。上記のような法改正時の説明を見る限り、民法も選挙法も同様だっただろう。

民法は「人の発育」をもとに成年年齢を定めたが、20歳である必然性はなかった。選挙法は、「国政参与の能力と責任観念」に欠けるところがないとして選挙権年齢を20歳に引き下げ、それに対し少年法は、「心身の発育」が十分でないとして適用年齢を20歳未満に引き上げた。このよ

うに、いずれも若者の成熟度を基準にしてはいるものの、全く認識が異なったり、その根拠が明らかでなかったりする。このことは、若者の成熟度を基準として法制度が定められたというよりも、法改正の必要性を言うために、若者の成熟度がその根拠として用いられてきたということだろう。したがって、法改正が必要か否かによって、あるいは法改正の内容如何によって、若者の成熟度についての見方も大きく変わることになる。

このことをよく表しているのが、次に見る 1960 年代半ば以降の少年法改正問題である。この少年法改正問題は、心理学や精神医学に基づいて法制度を定めようとした、おそらくはじめての（最初で最後の）試みであり、それゆえ、若者の成熟度そのものが焦点となったかつてない論争だからである。にもかかわらず、どのような制度を構想するかによって、若者の成熟度の捉え方が大きく変わることをこの論争はよく表している。

4. 少年法改正問題と若者の成熟度

(1) 若者の精神的な成熟度

論争を見る前に、ごく簡単に経緯をまとめておきたい。1948 年の少年法改正直後から、法務省は適用年齢の 18 歳未満への引き下げを主張し、改正案の検討を開始した（津田 1976）。それ以来の法務省の懸案をまとめたのが、1966 年 5 月に発表された「少年法改正に関する構想」である（以下「構想」）。もっとも、「構想」が提案したのは、単なる引き下げではなかった。「構想」は、少年と成年の間に新たに「青年」という層を設けるとし、青年を 18 歳から 23 歳未満までとする案と、18 歳から 20 歳未満までとする 2 つの案を示した。

この法務省の「構想」に対しては、最高裁判所や日本弁護士連合会（日弁連）をはじめ、法曹界から反対意見が多数寄せられた。だが、法務省は 1970 年 6 月に「少年法改正要綱」として改正案を具体化し、法制審議会に諮問した。この「要綱」では 23 歳未満までを青年とする案は削除され、18 歳以上 20 歳未満を青年としている（12）。

以後、法制審議会少年法部会（部会長植松正）で審議が行われたが、青年層をめぐる議論が紛糾し、部会案が「中間報告」としてまとまったのは、6 年半後の 1976 年 11 月である。これは、青年（層）という区切りは設けないまま、「18 歳以上の年長少年の事件については、少年審判の手続き上 18 歳未満の中間・年少少年の事件とはある程度異なる特別の取り扱いをする」という折衷案だった。この「中間報告」は、翌 1977 年 6 月に法制審議会総会で採択され、法務大臣に提出されたが、結局国会への法案提出は見送られた。

ではまず、若者の成熟度に関して、法務省と最高裁の論争を見てみよう。法務省と最高裁の理解は大きく異なる。その違いとして注目される点は、第 1 に、法務省が精神医学的な観点から「日本人の心身発育は、一般に 18 歳程度で成熟し安定期に入る」、「心身の成長のアンバランスも一般的に 18 歳位で一応の調和安定をもたらす」と捉えるとともに、戦後、栄養の向上や体育の普及、義務教育年齢の引き上げ、高校以上への進学率の上昇などによって、「身体的成熟や知的・精神的

水準は急速に高まりつつある」と指摘している点である（構想：149頁）。

このような法務省の理解は、若者の精神的な未熟化が進行しているとする今日の論調からすれば、かなり意外な印象を受ける。だが、当時の文献では、しばしば若者の「早熟化」や「成長の加速」が言われていた。法務省の理解は、少年法の適用年齢を引き下げのための単なる強弁という訳ではなかったのである。もっとも、若者の早熟化は、主に戦後の若者の体位の向上や性の早熟化を指すが、そのことが最近の若者は成長が早くて、18歳になればもう大人並みだといったイメージを生み出していたものと思われる。また、修学期間の延長が、知的水準の向上や知的成熟をもたらしているという認識も興味深い。修学期間の延長は、後にもっばら若者の未熟化をもたらすものと捉えられるようになるからである。

第2は、それに対し最高裁が、1966年に発表した「少年法改正に関する意見」で、18歳は身体的な成長と精神的な成長とのアンバランスゆえに、「不安定」で「環境の影響を受けやすい」存在であると捉えている点である。最高裁は、1971年の「少年法改正について」と題する文書でも、次のように述べている。18、19歳の少年は体位でも知識でも、「大人をしのぐような面を持っています。しかし、身体的な発育と精神的な発達とは平行するものではなく、元来、「心身の発達に調和がとれず、アンバランスが目立つことが、この時期の特徴とされているのです」（最高裁1971：17-18頁）。最高裁の言う心身発達のアンバランスは、この当時の犯罪心理学で、非行発生や非行増加の要因として注目されていた(13)。

最高裁はこのように、戦後の体位の向上にもかかわらず、むしろその点にこそ若者特有の不安定さや危うさがあると反論したのである。また、最高裁が「影響されやすさ」を若者の特徴として挙げるのは、少年をめぐる社会環境を問題とし、悪いのは若者自身というよりは、環境や風紀であり、そうした劣悪な環境こそが若者を非行に走らせる原因であると捉えるからだろう。若者の影響されやすさは、反面、その可塑性や柔軟性、つまり「矯正」の可能性の大きさを意味するものでもあった。

第3に、最高裁は若者の未熟さが犯罪を生むと指摘したが、それは必ずしも若者の未熟さを批判したり、未熟化の傾向を指摘するためのものではなかったということである。最高裁は、若者はそもそも「未熟」な存在であるとして、若者の未熟さを肯定するとともに、若者自身の成熟が遅れているというよりは、「社会の発達と複雑化に伴い精神の成熟時期はむしろ遅れる傾向にある」と述べた。「社会が複雑化しているわが国社会において、成人同様に社会の諸要求を完全に消化し適応してゆくだけの社会的能力（社会的成熟）はまだ備わっていない」というのである（最高裁1966：106-107頁）。このことは、成熟に関する次のような考え方を前提としたものだろう。つまり、若者の成熟は普遍的・生物学的に一定の水準や基準が定まっているのではなく、時代や社会や文化とともに変化するものだということである(14)。こうした最高裁の認識は、もっばら精神医学的な年齢規範で若者の成熟を捉える法務省の理解や、未熟化が進行しているとして、若者自身の責任を問う今日の議論とは異質なものであった。

(2) 非行少年の発育

次に、非行少年の発育について見てみよう。最高裁は、非行少年の場合、一般の少年に比べ「知能も低く、精神発達遅滞が顕著であり、心身発達の不調和が著しい」と、その精神発達上の特性を強調するとともに（最高裁 1966：107 頁）、非行少年は中卒者の占める割合が高く、地方から上京した「流入少年」が多いことなどを具体的に指摘した（1971：15、17 頁）。最高裁がこのように非行少年の発育や置かれた環境を具体的に説明するのは、18、19 歳の少年のイメージとして大学生などを頭にえがき、それを基準にしてことを論じたりしては、「実態を離れた議論」になりかねないからである（最高裁 1971：15-17 頁）。

それに対し、法務省は「犯罪者のなかには精神的発達が一般人より劣っている者がある程度含まれていることは、少年のみの特徴ではなく、成人についてもいえることである」と指摘する。また、法務省は、18-19 歳層においては、「心身の発育未熟、社会的経験の不足、情緒不安定」などが犯罪の重要な原因となっている者がかなりいるだろうと認めつつも、その場合は、「例外的に心身の成熟度に応じて」保護処分を科すという（構想：164-165 頁）。18 歳を基本的に成人と見なす法務省においては、非行少年の「心身の発育未熟」は例外的な問題だったのである。

また、法務省が非行少年の成熟の遅れをとくに問題としなかったのは、少年犯罪の要因を個々の非行少年の成熟の遅れや環境、境遇に求めるのではなく、普遍的、一般的な現象として把握するからでもある。法務省は、ニュースとして報道されるような凶悪犯罪のケースの中にも、そうした犯罪を生む「社会的・一般的条件や最近の少年非行の体質・性格」を見いだすべきであるという（構想：15-16 頁）。

他方、最高裁は、「年長少年の悪質、残忍な事件は、全く特殊なもので、これらの事件は、決して少年非行の傾向一般を代表するものではありません。いまま、少年非行の圧倒的に多くのは、精神的な未熟さや知能の低さ、性格の弱点、環境の悪影響などのため非行におちいった少年たちによる少年らしい非行によって占められているのです」と指摘する（最高裁 1971：7 頁）。最高裁は、「社会の耳目をひく事例」にとらわれることなく、少年非行の実態と過去の運用の実績を踏まえた施策を取るよう法務省に求めたのである（最高裁 1966：119 頁）。

(3) 少年非行の処遇と非行予防

最後に、少年非行の処遇と予防について。法務省の「構想」が発表されたのは、1964 年に少年刑法犯の検挙人員が戦後第 2 のピークに達した直後だった。少年の検挙人員の増加とその社会問題化を機運に「構想」が発表されたのである。もっとも、この時期最も検挙数が増えたのは、14-15 歳の低年齢層による窃盗犯等であり、「構想」も、少年非行の増加は「とくに、低年齢層において深刻、かつ顕著」であり、「18、9 歳層は横ばいなし減少傾向にある」と指摘している（構想：14 頁）。

ではなぜ「青年層」か。法務省が青年層を設置する根拠としたのは、主に 18、19 歳による「悪質事犯」（凶悪犯・粗暴犯）が他の若年層に比べて多いということだった。「構想」は、窃盗犯が大半を占めるのが「少年らしい犯罪類型」であるのに対し、「18 歳以上は凶悪・粗暴・知能犯などの

悪質事犯の人口比や再犯者率が高く、社会的治安に及ぼす影響も大きい」とした。

法務省がこのように年長少年犯の悪質さを強調したのは、「保護的処遇による再犯防止の理念をそのままに適用するにふさわしいのは、18歳未満の年齢層である」と捉えるからである（構想：151頁）。若年層に比べて悪質で凶悪な犯罪が多い以上、年長少年に対しては保護処分ではなく、刑事処分を原則とすべきだということである。法務省はまた、大人と少年を比較し、少年による犯罪の多さを問題としたが、それは、大人と比べて少年に対する処遇が「温情的」にすぎ、そのことが年長少年による悪質な犯罪を発生させる要因であると考えからだろう。法務省は、青年層に大人と同様の刑罰を科すことで、重大な犯罪を犯した少年を矯正して、再犯を防ぐとともに（特別予防）、年長少年の犯罪をあらかじめ抑止すべきであるとした（一般予防）。

法務省のこうした予防論の前提には、責任感の欠如が非行を引き起こす要因であり、したがって責任感を喚起することこそが非行を抑止するという考えがある。「構想」は、「規律・おきて・権威の尊重」が非行を抑止するというアメリカの実務家の言葉を引きつつ、「青少年に対し、正しい価値観にもとづいた規律としつけを施し、みずからの行為に対する社会的責任の自覚を高めしめることが非行の予防と社会の秩序を保つためにきわめて重要である」と指摘する（構想：29-30頁）。「構想」において刑罰は、青年に大人としての「社会的責任の自覚を促す」ための最も有効な手段と見なされていたのである。

法務省のこうした理解は、社会環境や成熟の遅れを非行原因として重要視する最高裁とはやはり大きく異なるものだった。最高裁は、18-19歳の年長少年の凶悪犯や粗暴犯は、1958年頃から確実に減少傾向にあり、その結果、最近では年長少年の犯罪は16-17歳の中間少年と変わらないか、むしろ少なくなっているとして、青年層という枠を設けること自体の無効性を指摘した（最高裁1966：105-106頁）。最高裁はまた、「構想」のめざすところは「処罰の強化」にあるとし、「一般予防に傾く」ことや、「秩序維持の見地が重視される」こと自体を危惧した（最高裁1966：110頁）。そして、「必要とされるのは保護処分における教育、矯正の充実、徹底であり、処罰を強化するような改正は全く必要ないといわなければなりません」と主張したのである（最高裁1971：21-22頁）。

(4) 小結

以上見てきたように、法務省も最高裁も、ともに心理学や精神医学に依拠して論を展開したが、若者の成熟に関する認識は大きく異なっていた。法務省が、18歳は基本的に大人としての精神的安定期にあると捉えたのに対し、最高裁は、18歳ははまだ成熟期にあるとはいえないとして、心身のアンバランスによる不安定さを強調した。また、法務省は、若者の「身体的成熟や知的・精神的水準は急速に高まりつつある」と捉えたが、最高裁は、「社会の発達と複雑化に伴い精神の成熟時期はむしろ遅れる傾向にある」と指摘した。

こうした論争を概観してわかることは、1つには、若者の精神的な成熟をめぐる両者の論争は、必ずしも心理学や精神医学上の論争ではなかったということである。当時の心理学や精神医学では、「成長の加速」が指摘される一方で、「心身発達のアンバランス」が言われ、青年期とされる

年齢幅も諸説あった。成年年齢を一律に定めることは心理学においても容易ではなく、しかも、心理学によって少年法の適用年齢が直接導き出しうるわけではなかったのである。そうした中で、心理学のどの説を採用し、どの点に注目するかは、あるべき少年の処遇や少年法に関する考え方、および非行の原因や対策に関する課題意識に基づいて、戦略的に選定されたものと言えるだろう(15)。つまり、刑罰を矯正と予防の最も有効な手段として捉える法務省は18歳を大人として捉え、保護と教育の拡大こそ最も重要な課題だと捉える最高裁は、18歳をまだ未成熟な存在と位置づけたのである。

2つ目は、激しい論争にもかかわらず、法務省と最高裁の主張は、ともに〈少年－未熟－保護〉と〈成人－成熟－刑罰・責任〉という枠組みを前提としていたということである。法務省は、18歳以上は大人としての成熟期にあると見なしうるから、基本的に大人と同様の責任と刑罰を科すべきだとし、最高裁は、18歳はいまだ精神的に未熟で大人とは言えないから、保護処分がふさわしいとした。それゆえ、〈大人－成熟〉と〈子ども－未成熟〉の間を区切る境界線として、18歳か20歳かが重要な争点となったのである。

3つ目は、この論争で提示された重要な論点や視点のうち、少年法の引き下げを求める今日の世論や論調において、あるものはさらに強調され、あるものはかなりの程度かき消されてしまっていることである。かき消されたり弱まったりしたのは、18歳の若者を大人として捉える見方や、若者の未熟さを肯定する視点、非行少年の発育状況や境遇・社会環境に対する関心、凶悪犯罪を例外的なものとして捉える見方である。他方、今日さらに強まっているのは、若者を未熟とする見方や、凶悪犯を現代社会の普遍的な現象とする見方、若者の規範意識や責任感の欠如を主な非行原因と見なし、刑罰や責任を非行の予防・矯正のための最も有効な手段とする捉え方などだろう。

そして、こうした少年非行に関する見方の変化によって、〈少年－未熟－保護〉と〈成人－成熟－刑罰・責任〉という1960年代半ばから70年代半ばの少年法改正問題が前提とした枠組み自体が、今日、かなりの程度揺らいでいるように思える。今日の主要な世論は、若者は未熟だと見なしながら、少年法の引き下げを求めるものだからである。以下では、若者や非行に関する戦後の世論の変遷をたどりながら、〈少年－未熟－保護〉という枠組みが崩れていく要因を探ってみたい。

5. 青少年と少年非行に関する世論

(1) 社会環境の問題 — 1950年代まで

以下で紹介するのは、とくに断らない限り内閣府のホームページに載っている戦後の世論調査の結果である。1950年代の世論調査からは今日の世論とは異なる意外な傾向が読み取れる。

今日若者は様々に問題にされているが、実は、1950年代の世論調査でも、若者はかなり否定的に見られていた。1952年の「婦人と青少年に関する世論調査」では、「いまの青少年は戦前の青少年とくらべて風紀が悪くなったといわれているのですが、あなたはどう思いますか」と尋ねている。誘導的な質問のせいもあって、答えは「悪いと思う」が78.4%に上り、「悪いと思わない」

は12.1%にすぎない。1955年の「青少年問題に関する世論調査」では、今の青少年は昔の青少年に比べ、大体において「よくなった」と答えた人は17%、「悪くなった」は34%。1958年の「家事調停及び少年審判に関する世論調査」も同様で、自分が若い頃(20歳未満)に比べて、よくなったと思う人は23%、悪くなったと思う人は38%である。この頃も、今の若者は昔より悪くなったと考えている人の方が多かったのである。

その一方で、今日の世論とかなり異なると思われるのは、若者への期待があったことである。1950年の「青少年不良化防止(第三部一般)に関する世論調査」では、49.8%の人がやがて「いまの若い人達の考え方もしっかりしたものが出来上って来る」とし、22.5%が「出来上ることを希望する」と答えている。1955年の前掲調査でも、青少年の将来について「期待がもてる」という人は48%、「期待がもてない」は17%である。つまり、今の若者は昔よりも悪くなっているが、やがて良くなるだろうという期待を多くの人が抱いていたのである。

それはおそらく、「不良化」の原因は主に戦後の社会環境の悪化にあると考えられていたからだろう。1952年の前掲調査では、「戦後の青少年の不良化」には「社会の混乱やたい廃」と「家庭の環境やしつけが悪い」という2つの原因があると言われているが、どちらのほうが大きな原因だと考えるかと尋ねている。答えは「社会的要因」47.8%、「家庭環境」18.2%、「両方」26.1%(表1①)。この時期、戦後の「社会の混乱やたい廃」が不良化の主な原因であり、それが解決すれば、青少年非行もいずれ減少すると期待されていたのだろう。最高裁家庭局付判事補の早川義郎は、当時、「少年非行の問題は、社会の安定、経済状態の改善とともに解消されるべき一時的な現象として受け止められ、そこに将来への希望も託されていた」と述べている(早川1965:4頁)。

そのためか、「犯罪をおかした青少年に対しては刑罰を加えることよりも、保護したり教育したりすることに重点をおく方がよい」と思うという人が65%と圧倒的に多く、「刑罰を加えることに重点をおいた方がよい」は9%と少なかった(1958年前掲調査)。1950年代は、少年による凶悪犯罪の検挙者数が戦後最も多い時代だが、犯罪を犯した少年は戦争や戦後社会の混乱・生活難による被害者として受け止められ、刑罰を科すよりも保護すべきだと考えられていたものと思われる。

(2) 問題は家庭不和 — 1960年代

1960年代の調査でも、興味深い結果が出ている。1つは、家庭のしつけに関する評価が比較的高く、しつけのあり方ではなく、「家庭不和」が非行を生み出す最も大きな家庭の要因として捉えられていたことである。

1965年の「青少年問題に関する世論調査」では、81.5%もの人が、最近青少年の犯罪や非行が増えていると捉えているが、「子供のしつけに力を入れない家庭が多い」と思う人は23.5%、「そういうことはない」49.5%で、最近の家庭は子どものしつけに力を入れていると考えている人が多い。非行の主な原因についても、家庭に回答が集中している訳ではなく、社会環境も同程度に原因と見なされていた(表1③)。また、不良化に最も影響する家庭の要因として、1番多いのは「家庭の不和」(32.3%)であり、以下、「親が子供を放任している」(18.9%)、「親が留

守がちである」(10.4%)、「片親または両親がいない」(7.5%)、「親が子供を理解できない」(7.0%)と続き、「親が子供を甘やかしている」(6.7%)はその下である。

1967年の「青少年問題に関する世論調査」では、1965年の前掲調査に比べると、家庭についての評価はやや厳しくなり、非行の原因についても家庭を挙げる者が多くなった(表1④)。だがそれでも、「子供のしつけに力を入れていない家庭が多い」と答えた人は29.3%で、「そういうことはない」が43.4%だった。また、6割の人が「周囲の青少年達の生活態度」を見ていて「欠けている」と感じる点があると答えているが、最も回答が多かった「礼儀をわきまえない、言葉づかい・態度がよくない」でも20.4%だった。

【表1】青少年が非行に走るおもな原因はどこにあると思いますか(%)

①1952年調査	社会的理由 47.8 家庭環境 18.2 両方 26.1
②1955年調査	社会的混乱 21 悪い雑誌や映画等(有害文化財)の影響 6 悪友 12 学校教育の低下 3 家庭教育の低下 25 特殊な悪条件の家庭 24 本人の素質 9 その他 8 不明 21
③1965年調査	本人の素質 17.2 家庭 35.0 友だち 32.8 周囲の環境 31.3 映画、雑誌、テレビ 28.1 社会風潮 10.4
④1967年調査	本人の素質 18.2 家庭 49.2 友だち 24.4 周囲の環境 32.4
⑤1974年調査	家庭環境、家庭のしつけ 67.1 学校、教育のあり方 15.8 交友関係 32.8 社会環境 33.5 その他 2.5 わからない 8.5
⑥1978年調査	家庭環境・家庭のしつけ 66.6 学校・教育のあり方 13.1 交友関係 26.8 社会環境 28.8
⑦1981年調査	家庭環境、家庭のしつけ 74.5 学校、教育のあり方 18.3 交友関係 28.7 社会環境 28.3 その他 4.7 わからない 6.4
⑧1983年調査	少年自身 24.8 家庭 46.3 学校 2.1 社会環境、社会風潮 16.8
⑨1988年調査	少年自身 22.5 家庭 47.1 学校 1.6 社会環境、社会風潮 16.5
⑩1995年調査	少年自身 25.4 家庭 46.7 学校 2.0 社会環境、社会風潮 18.6
⑪1998年調査	本人自身の性格や資質 41.4 家庭環境 74.3 友人環境 32.1 学校生活 17.9 地域社会(地域住民同士の交流のなさ) 18.8 社会環境(社会の風潮・政治) 36.2

- ①婦人と青少年に関する世論調査 1952年 20歳から59歳まで 1つ選択
- ②青少年問題に関する世論調査 1955年 30歳以上 1つ選択
- ③青少年問題に関する世論調査 1965年 30歳以上 1つまたは2つ選択
- ④青少年問題に関する世論調査 1967年 20歳以上 複数選択
- ⑤警察に関する世論調査 1974年 20歳以上 複数選択
- ⑥警察に関する世論調査 1978年 20歳以上 複数選択
- ⑦警察に関する世論調査 1981年8月 20歳以上 複数選択
- ⑧少年非行問題に関する世論調査 1983年 20歳以上 1つ選択
- ⑨少年非行問題に関する世論調査 1988年 20歳以上 1つ選択
- ⑩少年非行問題に関する世論調査 1995年 20歳以上 1つ選択
- ⑪青少年の非行等問題行動に関する世論調査 1998年4月 20歳以上 複数選択

1960年代の世論調査でもう1つ注目される点は、大人と同様の犯罪を犯した非行少年に対して、大人と同じ刑罰を科すべきだとする意見が少数派だったことである。

前掲の2つの調査では、少年法の適用年齢を引き下げるべきかどうか質問している。結果は、現行通りの20歳がおよそ3割、引き下げ賛成が5割前後。法務省の「構想」は、少年法の改正理由の1つとして、世論の支持を挙げていたが、今日の8割よりは少ないとはいえ、確かにこの当ても18歳への引き下げを求める意見の方が多かった。

それはなぜなのか。1965年の調査では、非行少年に対する処分は「軽すぎる」が38.9%、「そうは思わない」21.7%。この調査では、処分が「軽すぎる」という見方が、引き下げ賛成論につながったのだろう。だがその一方で、「大人と同じ犯罪をやれば、少年も大人と同じ処分にすべきだ」は22.9%、「違った扱い方をすべきだ」は49.7%。非行少年に大人と同じ刑罰を科すべきだという考えは少数派だった。

1967年調査では、45.5%の人が「もう少し引き下げた方がよい」と答えているが、その理由は以下の通りである（複数回答）。

（単に）もう大人並である、最近の少年は発達早い	17.2%
精神的に一人前の大人である、大人として責任がとれる	16.8%
犯罪年令が下ってきている、20才未満でも大人並の犯罪を犯す者がいる	15.9%
今のままでは処分が軽すぎる、もつと厳しくした方がよい	5.8%
前科にならないこと・処分が軽いことを悪用する者がいる	5.2%

どれも低率ではあるものの、若者を「一人前の大人」とする見方が一定程度支持されている点に興味深い。それに対し、「もっと厳しくした方がよい」や「処分が軽い」という理由は少ない。また、今日の世論調査によくある「大人としての自覚を持たせられる」といった理由は、そもそも選択項目にない。今の処分は軽いからもっと厳しく処分すべきだという処罰感情よりは、少年法の認知度の低さも相まって(16)、18歳はもう大人だという一般的な認識に基づいて引き下げを支持した人の方が多かったのである。

このように、1960年代においても、少年法は引き下げるべきであるという意見が多数派だった。だが、そうした世論においても、法務省と最高裁の論争と同様に、〈少年－未熟－保護〉〈成人－成熟－刑罰〉という枠組みが前提となっていたのである。

(3) 本人と家庭の問題 — 1970年代以降

1970年代以降になると、若者や非行に対する見方は大きく変化する。早川義郎は、1965年の前掲論文で、「今日の少年非行は社会的、文化的な広い背景と深い奥行きをもった構造的な問題」であると指摘している（早川1965：4-5頁）。非行はもはや戦後社会の一時的混乱によるものではなく、急激な経済成長による繁栄や社会変動、核家族化が生み出した「構造的」な現象と見なされ、非行の「一般化」や「低年齢化」が問題にされるようになるのである(17)。そうである以上、社会環境の改善や生活の安定によって、少年非行はいずれ解決に向かうという楽観的な期待は持ち

えない。おそらくこうした認識が、その後一般に広がっていったのだろう。1970年代に入ると、若者に対する評価が、以前に増して厳しくなる。

自治省は1971年に18歳への選挙権年齢の引き下げに関する世論調査を3回行っている。その結果が参議院「公職選挙法改正に関する特別委員会」で報告されているが（公職選挙法改正に関する特別委員会1972年03月22日）、それによると、賛成はいずれも約2割程度にすぎず、反対が5～6割を占めている。反対の理由としては、18歳ではまだ政治を判断する能力がない（十分でない）という答えが5～6割と最も多かった。政治的な判断力という点で18歳はまだ未成熟だとする見方が広がっており、そのことが18歳選挙権を否定する最も有力な論拠となっていたことが分かる。

1974年に行われた「社会教育・青少年の徳性に関する世論調査」では、いまの青年は「知識は豊富であるが実践が伴いにくい」、「権利意識は明確であるが、義務や責任の観念に欠ける」、「個人的な生活への関心が強く、自己の意見を率直に述べるが、他人への思いやりや社会公共への関心が薄い」、「明朗、快活でものの考え方が合理的であるが、せつな的で克己心、忍耐力に欠ける」、「社交性に富んでいるが、ことばづかい、動作などの日常の礼儀作法の基礎が身につけていない」という項目に、いずれも5割以上の人が「そう思う」と答えている。「そうは思わない」は10数パーセントにすぎない。1970年代以降、若者に対する見方が厳しくなり、しかも、若者の「徳性」や「心理・意識」に批判が集中するようになるのである。

おそらくそのためだろう。1980年代以降の世論では、非行の原因は本人にあるという見方が強まる（1974年から1981年の調査では、非行原因を「本人」とする回答項目はなかった。表1⑤～⑦）。表1にある1960年代までの調査では、非行原因は本人の素質よりも社会環境や友達関係にあると考える人の方が多かった（表1②～④）。だが、1980年代以降は、社会環境よりも非行少年本人に原因を求める人の方が多くなる（表1⑧～⑩）。それとともに、表2にあるように、忍耐力がない、自己中心的である、感情をコントロールできない、社会道徳に欠ける、人付き合いができないといった若者の性格傾向や心理、規範意識にもつばら非行の原因が求められるようになる。

こうした見方は、非行少年に対する見方に限らない。表2の2005年調査は、「最近の少年の性格や資質」についてたずねたものであり、必ずしも非行少年に限定していないが、評価はかつてなく厳しくなっている（表2⑥）（18）。非行の原因が若者の置かれた境遇や環境ではなく、若者の一般的な性格や資質に求められる中で、非行少年と若者一般の問題はほとんど区別されなくなるのだろう。非行原因とされる性格傾向や道徳面の問題が、若者一般の特質として理解されるようになるのである。

1970年代以降のもう1つの顕著な変化は、家庭に主な非行原因があるという考えが圧倒的に多くなり（表1⑤～⑩）、しかも、しつけの低下や甘やかし、過保護、会話の不足といった親子関係や親の養育態度がその原因と見なされるようになることである。もちろん、以前から家庭は主な非行原因と見なされてきたが、前述のように、1960年には「家庭の不和」や「親が留守がち」といった家庭環境が主な要因と考えられていた。だが1970年代の調査では、これらの項目

は選択肢から削除されるか、順位が下がる（1974年の前掲「社会教育・青少年の徳性に関する世論調査」）。

【表2】少年非行の原因として、少年自身については、どのような点が問題だと思えますか(%)

	①1983	②1988	③1995	④1998	⑤2001	⑥2005
忍耐力がない(我慢ができない)	47.7	54.4	46.0	67.0 (33.8)	62.9 (36.1)	67.7
自己中心的である	46.6	50.1	49.7	52.6 (33.0)	55.1 (40.4)	57.5
甘えの気持ち強い	48.6	50.0	47.3	46.3 (17.0)	37.2 (17.2)	38.2
感情(や欲求)-をうまくコントロールできない(すぐキレる)	36.2	39.6	45.7	49.2 (38.2)	47.3 (40.2)	63.3
社会道徳(規範意識・モラル)に欠けている	30.8	33.7	38.2	41.1 (17.1)	36.2 (16.9)	42.6
法を守る意識が弱い	—	12.8	17.7	—	—	—
生きがいや目標がない	19.7	26.2	34.5	28.9 (22.7)	32.1 (22.5)	32.8
投げやりな態度である	15.3	18.9	23.3	24.1 (18.8)	20.2 (14.9)	23.5
反抗心が強い	19.1	17.6	18.6	19.2 (19.7)	14.6 (16.1)	15.1
スリルを求めている	12.6	13.6	19.2	17.7 (15.0)	14.1 (13.5)	15.4
(コンプレックス)劣等感が強い	—	9.0	12.5	13.8 (9.6)	13.9 (8.8)	13.3
自分の気持ちを他人にうまく伝えられない	—	—	—	31.5 (26.5)	24.1 (21.3)	29.7
主体性がなく、友人など周囲の考えに安易に同調する	—	—	—	31.0 (19.5)	22.7 (13.3)	22.5
人の痛みを感じない	—	—	—	—	48.8 (32.6)	—
人付き合いがうまくできない	—	—	—	—	27.9 (23.1)	31.5
相手の立場や気持ちを理解しない・できない	—	—	—	—	—	42.8

①少年非行問題に関する世論調査 20歳以上 1983(昭和58)年

②少年非行問題に関する世論調査 20歳以上 1988(昭和63)年

③少年非行問題に関する世論調査 20歳以上 1995(平成7)年

④青少年の非行等問題行動に関する世論調査 13歳以上 1998(平成10)年

⑤少年非行問題等に関する世論調査 全国13歳以上 2001(平成13)年

Q6あなたは、少年自身について、何か問題だと思う点がありますか。

⑥少年非行等に関する世論調査 全国20歳以上 2005(平成17)年

Q5少年非行の問題点について伺います。あなたは、最近の少年の性格や資質について、何か問題だと思う点がありますか。

*①～④はほぼ同じ質問で、少年非行の原因として、少年自身の問題を尋ねたもの。⑤⑥は必ずしも非行の原因や非行少年に関する質問ではない。選択肢も若干変化している。すべて複数回答。④⑤の()の数字は13～19歳の回答。

代わって登場したのが、表3にあるように、親子関係や親の養育態度に関する項目であり、とくにしつけの不十分さや甘やかしといった厳しきの欠如が主な非行原因として捉えられるようになる(19)。少年非行はある特定の家庭環境の問題ではなく、家庭一般の問題であり、親子関係や親の養育態度一般に原因があると考えられるようになるのである。

【表3】家庭について、何が問題だと思いますか (％)

	①1983	②1988	③1995
幼少期からの家庭でのしつけが不十分	51.8	48.3	53.1
親が子供を甘やかしすぎている	42.5	42.2	44.7
親と子供の会話、ふれあいが少ない	38.9	41.2	49.1
親の権威が低下している	28.6	26.8	30.9
家庭内が円満でない	26.1	27.4	38.4
親の教育方針が進学中心にかたよっている	22.8	30.4	34.5
親が子供を放任している	22.2	19.6	30.2
親の生活態度が悪い	22.2	20.7	27.6
親が子供に干渉しすぎている	18.3	22.7	20.8
親が子供に厳しすぎる	—	6.4	6.8

①1983 (昭和58) 年 青少年非行問題に関する世論調査 20才以上 複数回答

②1988 (昭和63) 年 少年非行問題に関する世論調査 20才以上 複数回答

③1995 (平成7) 年 少年非行問題に関する世論調査 20才以上 複数回答

(4) 小結

1960年代までは、社会環境や交友関係といった少年をとりまく環境が主な非行原因として重視されていた。また、家庭が原因とされる場合でも、特定の家庭環境の問題としてかなり限定的に捉えられていた。非行はそうした社会環境や家庭環境の問題であり、非行を犯した少年は大人とは違って保護や教育を受けるべきだと考えられていたのである。

それが、1970年代以降になると、核家族化した家庭一般に原因があるという見方が圧倒的に多くなる。しかも、しつけの不足、過保護、甘やかしといった厳しさを欠く親の養育態度が主な非行原因とされ、親の教育責任が真っ先に問われるようになる。そして、そうした親に育てられた若者自身の精神面や規範意識にも批判が集中し、若者自身の責任も問われることになった。

前述の少年法改正問題の際に、最高裁は「今日、社会では、少年とくに年長少年の非行対策に、強さ、厳しさを求める声はかなり一般的になっています」と指摘していたが(最高裁 1971: 21頁)、家庭一般の甘やかしや過保護が非行原因と見なされる以上、若者に厳しさを求める声が強まるのは必至だろう。1970年代以降、保護ではなく厳しさこそが非行少年を矯正し、非行を予防すると考えられるようになったのである。

おそらく、非行少年に対するこのような見方の変化が若者一般にも拡大されたのだろう。1970年

代以降、規範意識を欠き、耐性の乏しい自己中心的で未熟な若者イメージが作り上げられてきた。非行の原因が家庭一般の問題である以上、非行少年もそうでない少年も、その心理的な特性や規範意識には、さほど違いはないものとして捉えられることになる。若者や非行少年に対するこうした見方の変化が、〈少年－未熟－保護〉という枠組みを揺るがせ、未熟であるはずの若者に対して、大人と同様の刑罰を科すべきだとする世論を形成してきたものと思われる。

おわりに — 社会構想としての 18 歳成年制

1896 (明治 29) 年に制定された民法は、身体的成熟と精神的成熟を切り離し、精神的成熟を基準として 20 歳成年制度を確立した。そして、そのことによって 20 歳成年制は、20 歳の若者に精神的に成熟した成人像を求め、成年という時期を〈大人の始まり〉の時期から、精神的に成熟すべき〈大人としての完成〉の時期へと変えることになった。

それゆえ、戦後の選挙法改正や少年法改正の際にも、若者の精神的成熟度が法改正の主な根拠となった。だが、若者の成熟度に関する理解は、選挙法と少年法とでは大きな食い違いがあり、その認識はかなりの程度戦略的で恣意的なものだった。このことは、精神医学や心理学の知見に基づいて、若者の成熟度について論争を繰り広げた 1960 年代半ば以降の少年法改正問題でも同様である。少年法改正を求める法務省とそれに反対する最高裁では、若者の成熟度に関して大きな認識の相違があった。それは、精神医学や心理学に依拠したとしても、精神的成熟の年齢を一律に定めることはそもそも困難であり、しかも、そうした学問研究の成果によって、法制度上の成年年齢が直接的に導き出されるわけではないことを意味している。

では、成年年齢の線引きが必ずしも若者の精神的な成熟度を基準としたものでないとすれば、何によって法制度上の年齢が定められるのか。戦後の法改正や少年法改正問題の経緯から見えてきたことは、法制度上の年齢設定は、基本的に社会構想・制度構想のための戦略上の問題だということである。法務省は若者の成熟度が上がっているから少年法を改正しようとしたのではなく、18-19 歳の若者は大人並に成熟していると見なすことによって、少年法の改正を主張したのである。したがって、制度構想の内容やその必要性いかによって、若者の成熟度に対する見方が変わったり、あるいは、成熟度にかかわらず、法制度の改変が提唱されたりすることになる。このように考えれば、本稿冒頭で見た 21 世紀構想懇談会や民主党の政策が、若者の成熟度に言及しないまま、従来の青少年政策を一転させて、18 歳を成人と見なしうると言明したことも、また、法制審議会が若者の未熟化の傾向を問題にしつつ、18 歳成年制を打ち出したことも理解可能になる。

だがこのことは、学問研究が法制度の改変や捉え方に影響力を持っていないということではない。それどころか、研究動向は世論とともに法制度の改変に大きな影響を与えてきた。法務省が、18 歳以上は大人としての成熟期にあるから大人と同様の責任と刑罰を科すべきだと主張した背景には、18 歳を大人として見る 1960 年代の世論と、若者の「早熟化」や「成長の加速」を指摘する研究があった。他方、最高裁が、18 歳はまだ未熟だから保護処分がふさわしいと主張した背景には、今の若者は昔よりも悪くなっているが、劣悪な社会環境から若者を保護することによ

て、若者たちは良くなるはずだという世論の期待があり、また、身体の早熟化に反して精神発達が遅滞していることが非行の原因であるとする心理学や精神医学の理論があった。

少年法改正問題は、このような相対立する研究と世論を前提として論争が繰り返され広がられた。だが、にもかかわらず両者の前提には、〈少年－未熟－保護〉と〈成人－成熟－責任〉という共通の枠組みがあった。その枠組の下で〈少年－未熟－保護〉と〈成人－成熟－責任〉の線引きをどこにするかが争われたのである。

しかし、この枠組はその後徐々に崩れていく。まず、1960年代後半、研究者の間で非行の低年齢化や一般化が問題にされはじめ、少年非行は特定の社会環境や家庭環境の問題ではなく、社会変動や家族変動(核家族化)そのものがもたらした構造的な問題であると捉えられるようになる。1970年代に入ると、世論や政策も家庭の教育機能(しつけ)の低下による若者の規範意識や耐性の低下、つまり若者の精神的未成熟化に非行増加の原因があるとする見方に転換する。

そうした中で、最高裁の認識と同様、若者を未熟な存在とする見方が広がっていくが、その一方で、最高裁の議論の前提にあった若者の未熟さを肯定する視点や、非行少年の発育状況や境遇・社会環境に対する関心、凶悪犯罪を特別なものと捉える見方などが消されていく。このことはまた、18歳を大人とする法務省の捉え方を否定することになったが、凶悪犯罪を現代社会の普遍的な現象として捉える見方や、非行の原因を若者の規範意識や責任感の欠如に求める非行の原因論、刑罰や責任の強化を非行予防の最も有効な手段と捉える予防論といった法務省の見解は世論や政策の中に浸透していく。

こうして、非行少年のみならず、若者一般の未成熟化が自明のものとなされ、未成熟であるはずの若者に対して大人並の責任を求めるというねじれた世論や論調が形成されることになった。それは、非行の原因は劣悪な社会環境や非行少年本人の不幸な境遇・精神発達の遅滞などにあるのではなく、「豊かな社会」において劣化した家庭のしつけや本人の意識に問題があるからであり、したがって甘やかされて育った未熟で無責任な若者には厳しい処罰を加えるべきだと考えられるようになったからである。大人とは言えない未熟な若者に大人と同様の刑罰と責任を求めると1970年代以降のこのような論調こそが、〈少年－未熟－保護〉と〈成人－成熟－責任〉という枠組を揺るがしたのである。

しかし、にもかかわらず、上記の枠組の前提にあるはずの〈精神的成熟＝成年〉という民法制定以来の法規範は揺るがなかった。それどころか、むしろ強まってきたようにさえ思われる。それは、この法規範が1970年代に若者の未熟さや自立の遅れを批判するための論拠へと転換し、2000年前後にその規範性を強めることによって生き続けてきたからだろう。さらには、この法規範自体が未熟さを若者の自己責任とする論拠ともなった。未熟な若者に大人と同様の責任を求める奇妙な論理が一見正当に見えるのは、その前提に若者に精神的な成熟を求めるこのような法規範があるからである。

〈精神的成熟＝成年〉という法規範はまた、若者の社会的・政治的参加を抑制したり、否定したりするための論理ともなった。それは、1970年代の18歳選挙権に関する世論調査にあるように、精神的成熟という法規範に基づいて若者の未熟さが批判されることによって、法制度上の問

題が若者の心理や意識の問題に還元されるようになったからである(20)。おそらくこのことが、1960年代末以降、成年年齢の引き下げが世界的な潮流となっていっても、日本では近年に至るまで政策課題に上らないできたことの最大の要因だろう。

このようにあるべき精神的成熟を基準として、若者の未熟化が自明のものであるかのように言われる中で、法制審議会が18歳成年制の論拠として採用したのが、大人としての「自覚を高める」という言説である。法制審議会はそれによって、若者の未熟化を主張する議論や世論と何とかつじつまを合わせ、18歳成年制を若者の成熟度の文脈に位置づけた。だが、このことはつまり、精神的に未熟であるはずの18歳の若者を成年として認めるということであり、したがって、〈少年－未熟－保護〉と〈成人－成熟－責任〉という枠組が崩れていることの証左でもある。同時にこのことは、18歳成年制が、実は若者の成熟度の問題ではなく、制度構想や政治戦略の問題だということを改めて顕在化させるものでもあるだろう。

そうである以上、18歳成年制は、もはや成熟か未成熟か、保護か責任かという1960年代の枠組みを前提とした単なる線引きの変更ではないはずである。ここで私見を言えば、18歳成年制は、柳田國男がかつて述べたように、18歳を〈大人としての完成〉の時期ではなく、大人としての経験を積む〈大人の始まり〉の時期として位置づけることによって(21)、若者の未熟さを肯定し、その保護を正当に位置づける必要があると思われる。その上で、18歳成年制は、若者にメンバーシップ(権利・責任・資格・役割)を保障することによって、どのような社会を構築するのかという社会構想、制度構想の課題として位置づけられるべきだろう。それは、現代社会は若者の未熟化が進行する社会ではなくて、若者にかつてなく高度な成熟と能力と適応を求める社会だからである。

追記) 本稿は、下記に記した学会発表と拙稿を下敷きにして、全面的に書き換えたものである。

「20歳成年制度の戦後史—若者の『精神的成熟』をめぐる」

日本教育学会第68回大会発表、2009年8月28日。

「成人年齢引き下げ問題—『大人のはじまり』としての成年制度へ」

日本子どもを守る会編『子ども白書2009』草土文化、2009年。

— 注 —

(1)18歳成年制について、主な新聞社の社説は多少温度差があるものの、基本的に肯定的に評価している(読売、朝日、毎日、日経、産経)。中でも『読売新聞』(2009年7月30日)の社説は、18歳成年制が国際標準であることを強調している。18歳成年制はグローバリズムへの対応としても位置づけられているのだろう。なお、18歳選挙権については、憲法学の分野では総じて支持されているという(渡辺2004)。

(2)近年、若者の政治的・社会的参加にかかわって、下記のような政策が出されている。このうち、キャリア教育の調査研究協力者会議報告書は、若者の「基本的な資質・能力」について、「働くことへの関心、意

欲、態度、目的意識、責任感、意志等、広い意味での勤労観、職業観の未熟さをはじめ、コミュニケーション能力や対人関係能力、基本的マナー等、職業人としての基礎的資質・能力の低下を指摘する声は、これまでに大きく厳しい」と指摘している。文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」（主査渡辺三枝子）2004年1月、法務省法教育研究会「我が国における法教育の普及・発展を目指して」（座長土井真一）2004年11月、経済産業省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書」（委員長宮本みち子）2006年8月。

(3) 斎藤環へのヒアリングは、2008年7月1日の第5回会議。斎藤は、精神医学的に言えば、成熟度は「コミュニケーション能力」と「欲求不満耐性」によってはかることができると述べている。同審議会の報告書や議事録は、法務省のホームページ参照。

(4) 『大漢和辞典巻一』には、丁は、「壮年の男。唐の制度で、21歳から59歳まで」とある（諸橋轍次1955：72頁）。しかし、律令制度の「丁」は、「庸調及び兵役義務の基準であって、今日の成年期の問題とは別である。律令には成年期に関する規定は欠けていた」とされる（永田1954：402頁）。

(5) 親権を規定した第4編親族は1898年制定。総則編、親族編とも1898年に施行された。なお、20歳成年制度の成立過程や成年をめぐる法制度については、以下の論文を参照。大串（2003）、大村（2007）、高木（1999）、高梨（2000）、広井（2001）。

(6) 司法省は明治初年に民法制定に向けて全国の慣習を調べている。その調査結果をまとめた『全国民事慣例類集』は、地域によって異なる様々な慣習を収録しつつも、「凡ソ十五歳未満幼年ト称スル事一般ノ通例ナリ」と書いている（司法省1992：274頁）。なお、1873（明治6）年2月の太政官第36号布告で、年齢の計算方法が数え年から満年齢へと変更になるが、日常生活で満年齢が使われるようになるのはかなり後のことだろう。柳田國男によれば、民間習俗の成年年齢である15歳は数え年とされる（柳田1957）。数え年15歳は、満年齢では13歳または14歳である。

(7) 旧民法の起草委員である熊野敏三と岸本辰雄は、成年規定について次のように説明している。「何人ト謂モ相当ノ年齢ニ至ラサレハ其財産ヲ管理シ他人ト契約スル十分ノ能力ヲ有ス可カラサルハ言フ俟タス然レトモ各人ノ知識発達ノ度ニ從ヒ一々穿鑿^{せんさく}シテ其成年ヲ定ムル能ハサルヲ以テ法律上一定ノ年齢ヲ定メサル可ラス」（熊野・岸本1891：15頁）。この指摘にあるように、民法制定の際に主に関心を向けられていたのは、精神的な成熟はといっても、主には知的な能力だっただろう。本稿では具体的に検証することはできないが、精神的な成熟として重視される内容や基準もまた、時代とともに変化してきたものと考えられる。

(8) H.P. チュダコフは、20世紀は子どもの発達や教育を年齢によって区分し、スケジュール化することによって、年齢階梯による子どもの集団化・組織化が進行した時代だと指摘している（チュダコフ1994）。成年年齢もこうした年齢階梯の一環だろう。

(9) 結婚年齢は戦前の民法親族編では男子17歳、女15歳だったが、戦後の改正により男子18歳、女子16歳となった。就労禁止の年齢は、1911年制定の工場法は12歳未満、1922年の工場労働者最低年齢法は14歳未満、戦後の労働基準法は16歳未満である。また、1925年制定の普通選挙法では、選挙権（男子）は25歳、戦後は20歳。1922年制定の少年法の適用年齢は18歳未満、戦後は20歳未満である。民法の成年年齢と少年法、選挙権が一致して20歳を基準とするようになったのは戦後のことである。

なお、大串隆吉によれば、戦前は14歳未満の就労が禁止され、16歳未満が工場法上の保護年齢とされていたが、1919年のワシントン条約では18歳未満が保護年齢とされていた。このように日本の保護年齢が世界水準より低いことについて、当時、日本人の成熟は早く、16歳でヨーロッパの18歳に当たると説明されていたという（大串2003：37頁）。

(10)1947年に成立した児童福祉法第4条は満18歳未満を児童とし、1947年制定の労働基準法も、18歳未満の者に対して労働時間や休日等の制限を設けている。

(11)もっとも、成人の日の行事をどう行うかは、その発足当初から今日に至るまで悩ましい問題であり続けてきた。1956年の同文部省通達には、成人の日に関する中央青少年問題協議会の意見具申が添付されているが、その中で同協議会は成人の日に対する人々の関心が薄いと指摘している。そして、義務教育終了時から成人に達するまでを青年期とし、「青年期に入る式と青年期をおえておとなになる式とを一体化するような方式」に変えるよう提案している。これは前述の柳田の主張をベースにしたものと思われる。1966年の文部省通達に添付された青少年育成国民会議の要望書も、成人の日に対する一般の関心が薄いとし、「もり上がりのある式典」にするよう改善を求めている。

なお、当初、成人の日の行事は今日のような儀式や講演だけではなく、映画会やスポーツ大会、物産展といったお祭りも行われていた。だが、1950年代末には儀式中心の式典になったものと思われる。1958年の「天声人語」は、「青春の門出の退屈、それは成人の日の形式的な、ひからびた儀式だろう」と書いている（『朝日新聞』1958年1月15日）。2000年前後に成人式に出席する若者の態度が社会問題となるが（小針2005）、戦後しばらくの間は、むしろ成人式のあり方の方が問題にされていたのである。

(12)「要綱」で23歳までを青年とする案が削除されたのは、最高裁や日弁連が反対したからであるとされる。反対の理由は、執行面の整備がまだ整わないことや、不定期刑といった少年に対する処遇を成人にまで拡大するのは、「人権侵害」であるということがその理由だった（法曹公論社1970：227-228頁）。後者の問題は、大人と少年の処遇の違いについて考える上で重要な論点だと思われるが、主に法手続き上の問題となるため、ここでは触れない。

(13)樋口幸吉は、「身体的、性的な面での成長・成熟が進んでいるにもかかわらず、精神的、社会的な面での成長ないし成熟がこれに伴わないところからくるアンバランスが、非行発現ないし非行増加の重要な原因ではないかとみなされている」と指摘している（樋口1968：161頁）。

(14)精神衛生学の逸見武光は次のように述べている。少年法改正をめぐって、精神医学や心理学の専門家が「生物-心理-社会的成熟」という文脈で成熟を概念化したり、また、精神医学や心理学の名において、生物学的な発達概念に普遍性があるように語ったりしているが、「生物-心理-社会的成熟」といった「時代や社会をこえた普遍的な成熟基準」があるように思うのは「幻想」に近い。「成熟なる概念は時代と地域、つまり文化によって支えられる社会的必要性によって規定されるものである」（逸見1970：59頁）。

(15)最高裁が指摘しているように、1960年代後半になると少年の主要刑法犯の検挙数は減少する。法務省の木村栄作は、それゆえ法改正の必要はないという議論に対し、「少年法の改正は現行少年法の制度的な問題を改革しようとするものであって、その必要性は犯罪数の増減によって左右されるものではない」と反論した（木村1970：11頁）。このことは、少年法の改正が、実は若者の成熟や非行の問題ではなく、あるべき処遇をめぐる問題であることを表しているだろう。

(16) 1967年調査で、少年法の名称を知っていた人は24%にすぎなかった。また、少年法の適用年齢を18歳と答えた人は34%、20歳は35%、法務省が少年法改正を考えていることを知っている人は16%だった。

(17) 早川がこうに言うのは、「少年非行の一般化」や低年齢化を最も重要な問題と考えるためである。「非行の一般化」は、中流家庭や両親のそろっている家庭の少年や、学生・生徒による比較的軽微な非行を指す。年長少年による凶悪犯罪を問題にしていた「構想」は、「その他」の項目で「最近の少年非行の特色」としてこれらを挙げていたにすぎなかったが（構想：27頁）、最高裁は、「真に憂うべきものは、年少少年非行の増加であり、また非行の一般化である」と指摘している（最高裁1966：106頁）。だが、1970年代に入り、年長少年による凶悪犯罪が急減する一方で、万引きなどの「初発型非行」が増大すると、法務省は「非行の一般化」を『犯罪白書』で大々的に取り上げるようになる。この「一般化」論によって、非行は困難や問題を抱える特定の家庭の問題ではなく、核家族化に伴う家族関係の希薄化や親の養育態度の悪化がもたらす家庭一般の病理として捉えられるようになる（広井・小玉2010）。

なお、法務省側の主張を収録した法曹公論社編の『青年層』（1970）は、「まえがき」で、最近「反社会的・攻撃的非行が漸減」しつつあるものの、「非社会的・逃避的非行が潜在的に一般化」していると述べている。この「非社会的・逃避的非行」は、1980年代になると、若者の精神的成熟の遅れや親子関係の問題を象徴するものとして注目を集めるようになる。1989年版の『青少年白書』は、引きこもり、無気力、登校拒否、高校中退、スチューデント・アパシー、神経性食欲不振・過食等の摂食障害、家出、自殺、自傷を「非社会的問題行動」として挙げている。

(18) 2000年前後から若者に対する評価が一層厳しくなるのは、1997年の神戸事件（酒鬼薔薇事件）以後の少年犯罪「凶悪化」論や、2000年の少年法改正の影響が大きいだろう。1960年代の少年法改正問題では、非行が増えているかどうか、凶悪化しているかどうか自体が重要な論点だったのに対し、2000年の少年法改正当時のマスコミは「凶悪化」や「低年齢化」を自明のこととして報じた。そうした世論やマスコミを背景に、改正少年法は、従来16歳以上であった検察官送致（逆送）の年齢を14歳以上に引き下げるとともに、かつて反対論が多かった裁判官の合議制と検察官関与を認めた。さらに2007年には、少年院に収容できる年齢の下限を14歳から「おおむね12歳」に引き下げた。

(19) 樋口幸吉は、1965年の著書で、児童精神医学が注目してきた「少年を非行にかりたてる親子関係の障害」として、「最近のわが国では、保護過剰、教育のための干渉過剰、期待過剰などが特に問題として取り上げられている」と述べている（樋口1965：122頁）。また、総理府は、少年法改正問題当時、「国政モニター」にアンケート調査を行っているが、その結果を報じた『朝日新聞』の見出しは、「過保護は不必要」だった（1970年3月10日）。同記事によると、約4割のモニターが、「家庭や社会の過保護が少年を自己中心的にする」として、少年法の引き下げに賛成したという。しかしながら、1977年から96年までの法務省『犯罪白書』に掲載された調査によれば、非行少年の親の養育態度として最も多いのは一貫して放任であり、過保護や甘やかしよりもむしろ厳格な親の方が多い。にもかかわらず、1970年代以降、過保護や甘やかし、つまり厳しきの欠如が非行の原因だとする世論が形成されていくのである（広井・小玉2010）。

(20) 青少年問題審議会は、1979年に「青少年と社会参加」という報告書を大平総理大臣に具申している。だが、同報告書の「公衆としての参加」の項では、「社会性や連帯性に裏付けられた市民意識を持つこと」、「国民としての参加」の項では、「民族や国民社会の一員としての誇りと責任感を持つこと」が提唱されているにすぎない（総務庁青少年対策本部1989：166-167頁）。青少年の国家・社会への参加は、制度や政策の問題

ではなく、若者の意識の問題として位置づけられているのである。

(21) 菊池武剋は、法制審議会の第5回部会（2008年7月1日）のヒアリングで、18歳を「入り口としての大人」として捉えるよう提案している。宮本みち子も、成年年齢は「成人の世界に入るためのスタートライン」と見るのが妥当だと指摘している（宮本2010）。

－ 引用・参考文献 －

- 逸見武光「精神衛生の立場からみた青少年非行」『ジュリスト』450号、1970年5月。
- 植松正「少年法の立法政策管見」日本弁護士連合会『自由と正義』Vol.10 No.10、1959年10月。
- 受田新吉『日本の新しい祝日』翰林書院、1949年。
- 梅謙次郎『民法要義卷之一総則編』第12版、法政大学、1903年。
- 大串隆吉「法律に見る成人年齢に関するノート」首都大学東京『人文学報 教育学』38号、2003年。
- 大村敦志「民法4条をめぐる立法論的覚書」法曹界『法曹時報』第59巻9号、2007年。
- 木村栄作「少年法改正の本旨」『法律のひろば』帝国地方行政学会、第23巻9号、1970年9月。
- 経済産業省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書」2006年8月。
<http://www.meti.go.jp/press/20060330003/20060330003.html>
- 熊野敏三・岸本辰雄『民法正義』新法註釈会、1891年。
- 国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>
- 小針誠「『荒れる成人式』考」同志社女子大学『学術研究年報』56巻、2005年。
- 最高裁判所事務総局「少年非行に関する意見」1966年。『ジュリスト』359号、1966年12月、所収。
- 最高裁判所事務総局家庭局『少年法改正について』1971年。
- 司法省『全国民事慣例類集』明治10年版・13年版。
- 明治文化研究会『明治文化全集第9巻法律篇』1992年、復刻版、所収。
- 総務庁青少年対策本部『青少年の健全育成をめざして』大蔵省印刷局、1989年。
- 総理府青少年対策本部『青少年白書』1989年版。
- 高木侃「民法典は教科書にあらず」『関東短期大学紀要』44号、1999年。
- 高梨俊一「20歳成年制の起源 — 明治初期の暦法・年齢計算・法定年齢」
日本大学司法研究所『司法研究所紀要』13号、2001年。
- チュダコフ.H.P.『年齢意識の社会学』法政大学出版社、1994年。
- 津田玄児「少年法『改正』の歴史」『法律時報』48巻1号、1976年1月。
- 内閣府「世論調査」<http://www8.cao.go.jp/survey/index2.html>
- 永田菊次郎「民法第3条について」日本大学法学会『日本法学』19巻5号、1954年。
- 21世紀日本の構想懇談会「日本のフロンティアは日本の中にある — 自立と協治で築く新世紀」2000年。
<http://www.kantei.go.jp/jp/21century/index.html>
- 早川義郎「少年非行の現状と少年法改正の問題点」
『法律のひろば』帝国地方行政学会、第18巻6号、1965年6月。

林猛「成人式の変容とその展望—戦後から昭和41年まで」

日欧比較文化研究会『日欧比較文化研究』1号、2004年。

樋口幸吉「非行の原因」牛島義友他編『講座家庭と学校第5巻問題児と少年非行』金子書房、1965年。

樋口幸吉編『講座少年非行1少年非行/実態と原因』明治図書出版、1968年。

広井多鶴子「〈成年〉のはじまり」群馬女子短大『国文研究』第28号、2001年。

「〈成年〉と〈未成年〉のはじまり」と改題・修正して、ホームページに掲載。

http://web.me.com/hiroitz/Site/About_Me.html

広井多鶴子・小玉亮子『現代の親子問題』（仮題）日本図書センター、2010年（近刊予定）。

法制審議会民法成年年齢部会 http://www.moj.go.jp/SHINGI/seinen_index.html

法制審議会「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」

<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/091028-2-1.html>

法曹公論社編『青年層：少年法改正の背景と問題点』法曹公論社、1970年。

法務省『少年法改正に関する構想説明書』1966年。

法務省法教育研究会「我が国における法教育の普及・発展を目指して」2004年。

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/index.html>

宮本みち子「社会学の観点からみた成年年齢の引き下げの意味」『ジュリスト』1392号、2010年1月。

民主党ネクストキャビネット「18歳以上に大人としての権利と責任を」2000年5月。

<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11318>

諸橋徹次『大漢和辞典巻一』大修館書店、1955年。

文部省「『成人の日』の行事について」1949年。

『近代日本教育制度史料』第28巻、大日本雄弁会講談社、1958年、所収。

文部省「『成人の日』の行事について」1956年。

『現代日本教育制度史料』第10巻、東京法令出版、1986年、所収。

文部省「『成人の日』の行事等について」1966年。

『現代日本教育制度史料』第30巻、東京法令出版、1988年、所収。

文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」2004年。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04012801/002.htm

柳田國男「誕生と成年式」『岩波講座倫理学』第7冊、岩波書店、1941年。

柳田國男「成人の日について」中央青少年問題協議会『青少年問題』1957年1月号。

渡辺暁彦「未成年者の選挙権と憲法教育」

『滋賀大学教育学部紀要人文科学・社会科学』第54号、2004年。